

議案第十号

三朝町長等給与条例等の一部改正について

次のとおり三朝町長等給与条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年三月十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾四年参月露式日

原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町条例第 号

三朝町長等給与条例等の一部を改正する条例

(三朝町長等給与条例の一部改正)

第一条 三朝町長等給与条例(昭和二十八年三朝町条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「、勤勉手当」を削る。

別表第二中「固定資産評価員」を削る。

(議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年三朝町条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「期末手当は、」の下に「三月一日、」を加え、同条第二項中「報酬の月額に」の下に「、三月に支給する場合においては百分の五十、」を加え、「百分の百十」を「百分の九十」に、「百分の二百二十」を「百分の百九十」

に、「基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間」を「基準日以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分」に、「左の各号に掲げる割合」を「次の表に定める割合」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三箇月	六箇月	百分の百
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

（特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第三条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中	「四五〇〇〇円以内」を	「四七〇〇〇円」
	「三八〇〇〇円以内」を	「三九〇〇〇円」
	「三〇〇〇〇円以内」	「三一〇〇〇円」

「一〇〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。
（寒冷地手当の支給額に関する経過措置）
- 2 第一条の規定の適用を受ける職員の寒冷地手当の支給額は、三朝町職員の給与に

関する条例（以下「給与条例」という。）（第十二条第二項の規定により算出するものとした場合における支給額が、基準日において当該職員の受ける給料月額に百分の二十を乗じて得た額（以下「定率額」という。）に達しないこととなるものについては、給与条例第十二条第二項及び三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和四十四年三朝町条例第二号）附則第三項の規定にかかわらず、当分の間、定率額をもつて給与条例第十二条第二項の支給額とする。